

各種協同組合に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十四日

姫井伊介

参議院議長 松平恒雄殿

各種協同組合に関する質問主意書

一、吉田内閣は、農業協同組合、水産業協同組合、商工協同組合（中小企業協同組合）消費生活協同組合を、國民協働生活の社会的本體と認められるか。

二、これ等四種協同組合に対しては、信用事業の經營、全國連合会の構成、課税の減免等につき、同様規定にすることを是認せられるか。

三、農林中央金庫、商工組合中央金庫のような金融機關を、消費生活協同組合のためにも設けることが必要ではないか。それとも四種協同組合のために綜合的金融機關を設けることの意向があるか。

四、協同組合の全國連合会に、生命保險及び災害保險事業を經營せしめることの是否如何。

五、生産消費の相互取引上、生産主体の協同組合（農、水、商工）と消費主体の協同組合（消、商）の有機的連絡結合についての処見如何。

六、統制下における食糧その他生活物資の供出、出荷、集荷、保管は生産主体の協同組合に、これが配給は消費主体の協同組合に、特定條件の下に行わせる意向なきか。

七、課税（主として所得税）の均衡適正化と適期確收を期するため、各協同組合員に対する課税については、政府の示す目標と標準に従い、各個協同組合の共同申告制となし、これが納税は各個協同組合の共同責任制とすることの意向なきか。

右質問に対し、文書答弁を求めらる。